

- (4) 競争入札参加資格確認結果の通知  
競争入札参加資格確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県漁業取締事務所  
郵便番号 869-3207 熊本県宇城市三角町三角浦 1160-179  
電話 0964-52-2183
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間並びに交付場所  
ア 交付期間  
平成17年4月20日(水)から平成17年5月31日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
イ 交付場所  
4に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時  
平成17年4月28日(木)午後1時30分から  
イ 場所  
4に記載のとおり
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成17年6月1日(水)午後1時30分から  
イ 場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館地下1階入札室
- (5) 入札書の提出方法  
5の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成17年5月31日(火)午後5時15分までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続き等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められたときに限る。)
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札  
ケ 2以上の意思表示をした入札  
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条の規定に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結

- ア 契約書作成の要否  
要
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 7 Summary

- (1) Subject matter of the contract:  
Construction work of the Fishery Control Vessel 1 set
- (2) Deadline to submit the application forms and relevant documents for qualification:  
5:15 p.m., April 20<sup>th</sup>, 2005
- (3) Deadline for the submission of tender:  
1:30 p.m., June 1<sup>st</sup>, 2005
- (4) Deadline for the submission of tender by mail:  
No later than 5:15 p.m., May 31<sup>st</sup>, 2005
- (5) Date and time for the opening bids and tenders:  
1:30 p.m., June 1<sup>st</sup>, 2005
- (6) Contact information:  
Kumamoto Prefectural Fishery Control Office  
1160 - 179 Misumiura, Misumi - machi, Uki - City, Kumamoto Prefecture  
Tel: 0964 - 52 - 2183

## 熊本県公告第329号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成17年4月20日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 築造者の住所 宇土市松原町25番地10
- 2 築造者の氏名 有限会社三和住研不動産
- 3 道路の位置 宇土市三拾町字壱町田243番4及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.03メートル
- 5 道路の延長 34.90メートル
- 6 指定年月日 平成17年3月10日
- 7 指定番号 宇城景建第49号

## 熊本県公告第330号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成17年4月20日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 築造者の住所 宇土市岩古曾町1257番地
- 2 築造者の氏名 木下國男
- 3 道路の位置 宇土市古保里町字八津江525番4
- 4 道路の幅員 4.65メートル
- 5 道路の延長 33.66メートル
- 6 指定年月日 平成17年3月17日
- 7 指定番号 宇城景建第53号

## 熊本県公告第331号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 17 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名郡岱明町大字庄山 460 番地
- 2 築造者の氏名 豆塚勝博
- 3 道路の位置 玉名郡岱明町大字庄山字簾布 173 番 4 及び同 173 番 5
- 4 道路の幅員 4.82 メートルから 5.03 メートルまで
- 5 道路の延長 33.93 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 3 月 28 日
- 7 指定番号 玉名景建第 49 号

**熊本県公告第 332 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 17 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 本渡市太田町 8 番地の 7
- 2 築造者の氏名 野上産業株式会社
- 3 道路の位置 本渡市本渡町大字本渡字下山口 910 番 8
- 4 道路の幅員 6.00 メートル
- 5 道路の延長 96.59 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 3 月 31 日
- 7 指定番号 天草企調第 15 号

**熊本県公告第 333 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 17 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 宇土市松原町 25 番地 10
- 2 築造者の氏名 有限会社三和住研不動産
- 3 道路の位置 宇土市城之浦町字大坪 1 番 26、同 1 番 27 及び同 60 番 2
- 4 道路の幅員 6.00 メートル
- 5 道路の延長 131.04 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 4 月 1 日
- 7 指定番号 宇城景建第 1 号

**熊本県公告第 334 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡西合志町大字須屋字三町野 2739 番 38 及び同字東原 2806 番 2  
2,989.98 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市江津一丁目 15 番 6 号  
株式会社横田産業

**熊本県公告第 335 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 4 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡合志町大字幾久富字下沖野 1860 番 2、同 1862 番 1 の一部、同 1862 番 2 及び里道の一部  
2,842.66 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡合志町大字幾久富 1862 番地 1  
河津 晴雄

**熊本県公告第 336 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出があつ